

いかにしてヘイトスピーチに立ち向かうべきか ——内野正幸『差別的表現』を読む——

鈴木 紫野

目次

はじめに

1. ヘイトスピーチ規制の試み

1-1. 問題背景

1-2. 内野私案

2. 規制されることのない「言論」

2-1. 内野私案に対する批判とその後の潮流

2-2. ヘイトスピーチ被害の根源はどこか？

3. 言語的な傷

3-1. 言語行為論による超克

3-2. 言語活動固有の被害

おわりに

はじめに

ここ数年来、頻繁に目にするようになった用語の一つに「ヘイトスピーチ」がある。一般的には、社会的少数者すなわちマイノリティとされる人々を対象とし、差別や迫害を目的として行う表現活動を指す言葉だと理解される。「ヘイトスピーチがマイノリティの人々を傷つける」ということを耳にした時、それがどんなことを意味するのか、私たちは正確に理解しているだろうか。ヘイトスピーチの実態は一体どんなもので、マイノリティの何が傷つけられるのか。同じ差別的な思想を動機とした活動でも、暴力行為であれば法的に裁かれ、表現であるというだけで裁かれないのは何故か。両者の間に違いはあるのか。本稿はこうした問いに対し、言語行為論などの観点からアプローチを試みるものである。マイノリティに対する侮蔑の言葉は、決して言葉が投げかけられたその瞬間にのみ起因し、効力を発揮するものではない。ヘイトスピーチは通時的・反復的にマイノリティのアイデンティティを貶め、マイノリティにとっての「自分」という存在そのものにまで深い傷を負わせる恐れのある悪質な表現活動なのである。

内野正幸『差別的表現』(有斐閣、1990年)は、マイノリティの人々の心身を深く傷つけるヘイトスピーチ(本書中では「差別的表現」)に対しどのように法的規制を行うか、という問題を具体的か

つ革新的に論じた重要書である。著者は本書を通じて、ヘイトスピーチはマイノリティに対し被害を生むものであり、法的に規制し得ると述べる。その第一の理由としては、他のヘイトスピーチ法を有する国々を見た際、国内で何の立法措置も取っていない日本は少数派であるという点。なおかつ、人種差別撤廃条約に加盟する日本は本来ヘイトスピーチ法を国内的に整備する義務を負っている点が挙げられる。更に著者は、差別的な言論に対しては被差別者もまた同じ言論で対抗するという論理はマイノリティ側の実情を見れば不可能であると述べ、ヘイトスピーチ法の制定に一定程度の妥当性があることを指摘している。

だが、今日に至ってもなお、日本国内のヘイトスピーチ法は整備されないままであるのが現状だ。むしろここ1、2年になってようやく、レイシズムの高まりを受け必要性が説かれるようになっていく。なぜヘイトスピーチ法の必要性が説かれるようになるまでに本書から20年余りの隔たりがあるのかといえ、本書の発刊後法学界・憲法学界は本書の見解とは正反対の道を辿り、最終的には「言論は言論である限りにおいて被害を生まない」という結論に至ることになるからである。だが、言語的な表現が被害を生まないとする法学界の潮流が今日のレイシズムの高まりにも対応できるほど現状に即しているとは言えないだろう。またそれとは逆に、「ヘイトスピーチは言論ではないがゆえに被害を生む」というロジックが必ずしも正しいとは限らない。差別や迫害に晒されるマイノリティの事例に限らず、私たちは常に、言語によって人を傷つけ、傷つけられるという実感を持ちながら生きている。侮蔑の言葉を受けたという時、私たちは言語表現による、言語表現によってしか生じえない傷を受けているように思われてならない。

言葉でしか生じえない傷が存在するのなら、一体何に起因するものなのかという疑問が当然浮かぶ。これに対する答えは、「私たち」という主体はそもそも言語によって規定された存在なのだとい

うことだ。私たちは常に、他者に向かって名を呼びかけ、呼びかけられながら存在している。私たちという主体は他者に名を呼ばれることによって初めて規定される存在である。蔑称という形での呼びかけを受けた被害者たちは、蔑みの言葉によって自己を規定しなければならないという意味で、主体を獲得する＝自分自身が存在する段階から既に傷を負っている。よって、蔑称という中傷の形態は被害者に言葉によってしか生じない傷を負わせるのである。マイノリティ被害者が、ひいては私たちが自分という主体を認識し続けていく限り、言語的な痛みは持続し続ける。これほど深刻で逃れがたい苦痛はないだろう。マイノリティに向けた侮蔑の言葉や蔑称は、明らかに言語によって獲得される被害者の「身体」を傷つけている。そうした意味で、言葉によって負う傷は物理的な暴力によって負う傷より浅いとは、決して言えないものだ。

本稿では、法学的な議論が「言論による被害は存在するか」という問題を巡って辿ってきた経緯を追跡しながら、言葉による傷がどういったものであるのかという問いに対する答えを導き出したいと考える。上記のようなねらいを踏まえた上で、まず第1章では、ヘイトスピーチがマイノリティ被害者に対し与える被害に関する著者の見解と、法学界で大きな波紋を呼ぶこととなる、著者による差別的表現規制法の私案「内野私案」を見たい。第2章ではその後法学の内外で展開された議論とその帰結、さらには現在法学界において最新の議論がどのような性質を帯びているのかについて考察する。ここで、ヘイトスピーチ問題における立法措置の可能性と限界を概観することができるだろう。次に第3章では、法学的見地とは異なった視点からこの問題に切り込む必要性について論じる。本稿は主に法学界における議論に多くの部分を割いている。ただし、法学的な議論の変遷を扱いつつも、最終的にヘイトスピーチの合法／非合法を問うものではないことをここで書き添えておきたい。今後ヘイトスピーチの問題、ひいては言語と暴力の問題を考える上で、法学的な視点からでは説明のできない問題も出てこよう。本稿が、今後の法学以外での研究の可能性を提示できれば幸いである。

1. ヘイトスピーチ規制の試み

1-1. 問題背景

2013年10月7日、在日特権を許さない市民の会、いわゆる在特会に街宣の差止めと損害賠償責任を認める判決が下った。在特会はその名前からも分かる通り、外国人の日本からの排斥を目的として掲げる団体である。在日外国人、主に在日朝鮮・韓国人が「在日特権」を有していると主張し、外国人が日本人よりも優遇されることは許さないと訴える。長い歴史のある団体ではないが、特にこの10年ほどのあいだに活動を拡大してきた。保守派を自称し、活動は排外主義的主張活動に留まらない。しかし、「在特会」の名が世間一般に知られるようになったのは、2013年2月頃から顕著になった東京・新大久保での民族差別的なデモ活動によってである。デモ行進でのプラカードにはさまざまな在日コリアン差別の言葉が並ぶ。なかには「朝鮮人は皆殺し」「良い韓国人も悪い韓国人もどちらも殺せ」といったプラカードを掲げる参加者も少なくない。特に、今まで日本社会における少数者差別をそれほど意識していなかった者にとって、在特会の与えた衝撃は並々ならぬものがある。在特会は、極めてショッキングな形で日本社会に潜むレイシズムを可視化したのである。

在特会の台頭とともに広く世に知られるようになった用語が、冒頭に述べた「ヘイトスピーチ(hate speech)」である。欧米においては差別的な表現活動を示す用語として以前から存在した言葉であるが、日本の場合は幸か不幸か、在特会の台頭を機に急激に認知度と注目度を上昇させている印象を受ける。ヘイトスピーチは、狭義には差別的な思想を含んだ言語表現のことを指し、広義には絵画表現や相手のアイデンティティの破壊を示唆する物の破壊行為(たとえば、国旗の焼却など)をも意味する。在特会が旨とする排外主義的な言動はヘイトスピーチにあたり、デモ活動はヘイトスピーチデモとなる。今回在特会に下された決定もまた、悪質なヘイトスピーチを行ったかどによるものであった。

京都地裁が判決を下した事件は2009年に起こった。標的は、京都朝鮮第一初級学校の生徒である。在特会は2009年12月4日、運動場がないために公園を利用して同校の児童に対し「公園

を不法占拠している」と言いがかりをつけ、1 時間あまりにわたって誹謗・中傷を浴びせ続けた。児童は怯え、パニックに陥ったが、駆けつけた警察はあくまで仲裁という立場を崩さなかった。その後、学校および弁護団側の働きかけによる民事仮処分の後、3 年にわたる裁判を経て今年、判決が下ったのだった。毎日新聞は京都地裁の判決に関し、在特会の言動は人種差別撤廃条約の定める人種差別に該当するという橋詰均裁判長の見解を指摘。悪質な差別的表現の規制を定めた法、すなわちヘイトスピーチ法制定の議論がこれをきっかけに促進されるだろうという見通しを示している¹。

京都地裁が下した判決は、極めて異例なものである。というのも、これまでの日本の議論の中では、ヘイトスピーチは日本国憲法第 21 条に見られる表現の自由によって保護される、と考えられる傾向にあったからである。ヘイトスピーチは言論の一形態であり、自らの思想を「表現」する活動に過ぎないのであって、犯罪「行為」とは異なる。「言葉は、言葉である以上他者を傷つけることはない」。やや大雑把に過ぎるまとめ方かもしれないが、後述するように日本の法学界・憲法学界ではこうした認識が長い間主流の考え方であった。

国家が公権力を用い、言論をその内容によって峻別する行為は、民主主義国家の重要な支柱である表現の自由を侵害しかねない。それは、日本国憲法 21 条が定める表現の自由に反するものであり、違憲である。こうした主張も、一定程度の説得力を持つものだ。表現の自由が悪質な言論の規制よりも優先されるべきであるとする考えは、確かに戦前から戦後にかけての苦い記憶を持つ日本で法律を研究する者にとっては当然のものであるかもしれない。だが表現の自由という「壁」に行く手を阻まれたまま、激化するヘイトスピーチに対して何の方策も取らず手をこまねいているだけでよいのか、という疑問は残る。事実、ここ 1, 2 年で前田朗などに代表される立法賛成派によって、ヘイトスピーチ法の必要性は盛んに説かれるようになってきた。

そんな中、「ヘイトスピーチ」という語が流行語

に選ばれた 2013 年から遡ること 23 年、いち早く「少数者差別を目的とした表現活動」という意味でのヘイトスピーチという概念を導入したのが、本書である。次項で、詳しく見ていきたい。

1-2. 内野私案

まず結論から言うならば、「違憲にならない範囲内でヘイトスピーチ法の制定は可能であろう」というのが当時の著者の見解である。すなわち、「マイノリティを傷つける思想を含むものとして、許容されない言語表現が存在する」と著者は結論付けている。

本書は、差別表現禁止法の私案を柱として差別表現による被害の実態とは何か、それによりどのような立法案が考え得るかという問題に誠実に取り組んでいる。有斐閣から本書が出版された 1990 年当時、被差別部落に対するヘイトスピーチの問題が取りざたされていた。この時期に不特定多数への少数者差別を目的とした嫌がらせや脅迫といった行為に対しヘイトスピーチという視点を持ちこんだのは本書が初めてであると言ってよいだろう。また、日本とアメリカのみならず欧州諸国にまで研究の手を伸ばしている点で非常に広い視野を有した文献である。ヘイトスピーチへの関心が急速に高まっている現在、本書に比べてもより詳細な研究が進みつつあるとはいえ、ヘイトスピーチの問題に取り組もうという際に手にするものとして不足はないと言える。何より評価したいのは、著者の観点が法学以外の分野にも開かれており、極めてラディカルであるという点である。

そもそも「差別的表現」、すなわちヘイトスピーチがどういった性質であるのか、といった根本的な定義から著者は議論を始めている。差別的表現とは、「ユダヤ人、黒人、被差別部落民などなどの少数者集団（マイノリティ）に対する侮辱、名誉棄損、憎悪、排斥、差別などを内容とする表現行為であって、しかも、ある少数者集団の全体ないし一部分を対象にするもののことをいう」²。従来の議論では、差別的表現とは主にメディア・出版業界において「差別である」と糾弾されかねない語や言い回しのことを

¹ 毎日 jp ニュース 記事 京都地裁：在特会街宣に賠償命令…人種差別と認定
<http://mainichi.jp/select/news/20131007k0000e040156000c.html> (2013 年 10 月 22 日アクセス)

² 内野 (1990)、p. 174。

指すことが多かったが、本書における定義はそういった文脈での用法とは大きく異なるものである。著者が定義の基準とするのは、1965年に国連総会で採択された人種差別撤廃条約の1条だ。人種差別撤廃条約が射程の範囲に入れているのは人種差別とそれに類する階級差別などであり、同条約の解釈から導き出される帰結として、日本であれば被差別部落民をそこに含めることができるだろうと著者は述べる。なお、少数者差別という点では身体障害者や女性といった集団を視野に入れることも考えられるが、著者はそれを「人種差別撤廃条約のカバーする事柄ではない」³と見ており、また女性差別についても、ポルノグラフィの法的規制といった問題において消極的な姿勢を示している。

以下は本書の構成である。

はじめに

- 1 表現の自由とは何か
 - 1 表現の自由の重要性
 - 2 反人道的な言論も保護されるか
 - 3 価値の高い表現と低い表現？
- 2 人種的憎悪煽動の禁止
 - 1 人種差別撤廃条約4条
 - 2 国際人権条約の流れ
- 3 自由主義諸国の苦悩
 - 1 アメリカ
 - 2 イギリス
 - 3 フランス
 - 4 西ドイツ
 - 5 カナダ
 - 6 まとめ
- 4 揺れ動くアメリカの裁判例
 - 1 象徴的な人種的侮辱事件
 - 2 多発する人種的侮辱事件
- 5 表現の自由と集団ひぼうの禁止
 - 1 表現の自由の擁護派

- 2 対立する価値の調和を目指して
- 3 争点の交通整理
- 4 民事救済は可能か
- 6 部落差別的表現の規制
 - 1 今日の部落問題
 - 2 対立する見解
 - 3 差別的表現は禁止できるか
 - 4 具体的な提案
- 7 女性差別的表現としてのポルノ
 - 1 ポルノにも自由は保障されるか
 - 2 反ポルノ運動の成功と挫折
 - 3 反ポルノ条例に対するさまざまな意見
 - 4 ポルノにどう立ち向かうべきか

まず、何といっても肝となるのは6-4「具体的な提案」にある内野私案であり、ヘイトスピーチ法の制定に妥当性があると結論づけている部分であろう。この結論を導き出すために、本書は、1-1「表現の自由の重要性」において従来の議論を法律学の専門外の読者に対しても分かりやすいよう洗い直す所から出発している。従来の議論とは、表現の自由は民主主義国家の基本原則であり、悪質な表現は法的規制によってではなく「思想の自由市場」のなかで淘汰されていくべきものである、というものであった。著者はそこに、おなじ「表現」の中にも「価値が高い表現」と「価値が低い表現」が存在するという議論を持ちこむことで、必ずしも表現の自由が絶対・不動の位置に存在するものではないことを明らかにする。更に議論の争点となるのが、2-1「人種差別撤廃条約4条」である。人種差別撤廃条約は上述のように一つの国際的な基準として「人種差別」の定義を提供し、4条において「人種差別の煽動」あるいは「流布」を禁止している。当然のことながら、条約批准国はこれに従う義務がある。にも拘わらず、日本をはじめとした様々な国で議論が膠着状態におちいつているのは、多くの国における批准が「留保」あるいは「解釈宣言」を付したものであるからだ。「留保」というのは、条約批准はあくまで国内の法体系と折衷するかたちでのものであるという但し書きのようなものであり、「解釈宣言」もまた同じ

³ 同上 p. 174。

く、一国内で特定の意味に解釈するという宣言である。この「留保」あるいは「解釈宣言」があるために（あるいはこれを口実として）具体的な立法措置には至っていない国は少なくない。日本もまた、立法措置は不要だという立場にある国の一つである。ただし世界的な潮流が一律に法的規制反対の方向を向いているかといえば、そうではない。著者は3「自由主義諸国の苦悩」において、欧州を中心とした自由主義諸国において表現の自由と差別的言論の問題がどう扱われてきたかを俯瞰する。日本においてはもっぱらアメリカの憲法学会が参照されがちであるが、欧州の立法状況を見ればむしろ日米のケースが少数派であり、アメリカ以外にも参照する対象とすべき国は多い。ただアメリカにおいてはやはり、明らかに違憲派のほうが優勢なことは事実だ。

著者はそうした中、日本における部落差別の問題に言及する。部落民の生存を脅かすような極めて悪質な言論に対し、言論で対抗せよというのは「ばかげた」ことだと著者は述べる。差別的な言論に対しては、いわゆる「対抗言論」では対処しきれないというのだ。さらに、人種差別的な思想には啓蒙・教育こそが必要だとする意見に対しても立法の教育的価値を主張し、最終的に、法の制定には「かなり説得力のある合理的な理由があるのであり、違憲とはならない」⁴と結論付けている。そのうえで、著者が提示する私案が以下のとおりである。

内野正幸私案

「(第1項) 日本国内に在住している、身分的出身、人種または民族によって識別される少数者集団をことさらに侮辱する意図をもって、その集団を侮辱した者は、……の刑に処す。

(第2項) 前項の少数者集団に属する個人を、その集団への帰属のゆえに公然と侮辱した者についても、同じとする。

(第3項) 前2項にいう侮辱とは、少数者集団もしくはそれに属する個人に対する殺傷、追放または排除の主張を通じて行う侮辱を含むものとする。

(第4項) 本条の罪は、少数者集団に属する個人またはそれによって構成される団体による告訴 待ってこれを論ず。」⁵

著者は、法の適応範囲において差別的表現だけが対象となるよう「ことさらに侮辱する意図」という文句を第1項の中に取り入れている。実際のところ、この文言によってどの程度正確に表現の峻別が可能であるのかはやや疑問である。しかしながら、個人に対する名誉棄損ではカバーしきれない集団差別を主な対象としている点で著者の思惑は明確だ。内野私案はマイノリティに対する集団誹謗を真っ向から禁じようとする法の立案なのである。

2. 規制されることのない言論

2-1. 内野私案に対する批判とその後の潮流

前章において、著者が私案によって「被害を生む言論が存在する」、「悪質な言論は法的に規制し得る」という見解を示すに至った経緯を見た。しかしながら、この著者の私案は決して主流にはならず、日本法学界の潮流は正反対の方向へと向かうこととなる。冒頭で述べたように、「言論が被害を生むことはない」という見解が法学のマジョリティを占めるようになるのである。

発刊直後、本書には数多くの批評が寄せられた。著者自身その後の著書の中で様々な批評があるという認識を示しており、「弁解」という形で補足の説明を試みている。曰く、私案は不出来なものであったかもしれないが、合憲になる範囲の中でできる限り差別的表現のみを規制できるよう工夫したものであるということだ⁶。内野私案に対するその後のまとまった議論としては、市川正人が『表現の自由の法理』で詳しく批評をしている。

結論から言えば、市川は内容によって表現を法的に規制することは許されず、人種差別撤廃条約に関してもそれをそのまま禁止・処罰するような法律は認められないとする⁷。市川の主張の根拠は、第一に、差別的表現に対しても他の表現と同様、「表現の自由市場」における対抗言論によって

⁵ 同上、p. 168。

⁶ 内野 (1992)、p. 206。

⁷ 市川 (2003)、p. 63。

⁴ 同上、p. 157。

対処することが可能であるというものだ。差別的表現を規制するには対抗言論による措置が極めて困難であるという論証が必要であるが、「日本社会がそこまで差別と偏見に満ち満ちているということは差別的表現処罰法支持論者によって証明されてはいない」⁸。また本書の中で検討された「表現の高い価値と低い価値」という説に関しては、差別的表現もまたなんらかの価値を持っているであろうと述べる。市川は、「特にひどい」侮辱表現に関してのみ集団侮辱的表現として裁くことが可能と見ているが、そもそもそのような「特にひどい」差別は日本においては存在しないと見ている。更には、表現の自由を守らなければいけない根拠として日本において「表現の自由が真に根づいたと言い難い」ことを危惧しているようである⁹。

法学者の前田朗は、本書の発刊当時からその後の憲法学の流れを俯瞰し、本書に対して憲法学界の内外から投げかけられた意見の多くは反対意見であった点を指摘する。特に決定的となったのは上記の市川説であり、市川説によって「差別表現の自由はあるか」との問いに対する日本憲法学の到達点は、「差別表現は自由であり、刑事規制してはならない」というものとなった¹⁰。端的には、憲法学の立場から言えば「差別的表現は自由である」という結論に至ったことになる。しかし前田が疑問として提示している通り、市川の言う対抗言論によってヘイトスピーチに対処可能であると主張するには疑問を感じざるを得ない。

前田をはじめとして、近年激化するレイシズムの波を受け、法学・憲法学界における差別的表現を巡る議論にははっきりとした変化が見られる。それと同時に、ヘイトスピーチを巡る議論の舞台となっているのはやはり法学界・法曹界である。それ以外の分野におけるヘイトスピーチ研究は不十分かつ未成熟であると言わざるを得ないが、現在はまずヘイトスピーチ法の制定が急がれるという意識もまたこの問題に関わる研究者が押しなべて抱いている危機感でもあるのだろう。

2-2. ヘイトスピーチ被害の根源はどこか？

言論が被害を生むことはない、という旧来の法学界の潮流に、疑問を呈す声は確実に増えつつある。しかし、現在の法学界が「言論は被害を生まない」という帰結から脱したのか、そして今後脱する見込みがあるのかという問いに対してはやや懐疑的にならざるを得ない。今後様々な代替案が提示されていくだろうことを念頭に置いてもお、言語が人を傷つけることは本当はないのか、という疑問に対する法学界の姿勢には限界があるのではないだろうか。

前述したとおり、今最も精力的にヘイトスピーチの問題に取り組んでいるのが前田朗である。前田の主張は、ヘイトスピーチを「言論」としてよりも「少数者差別」の一形態として捉えなおそうという所に特徴がある。前田によれば、ヘイトスピーチという用語は言論という側面を持っていながら、むしろ少数者差別に基づく暴力・脅迫・迫害の文脈でこそ捉えるべきものである¹¹。ヘイトスピーチにまつわる議論は、今まで見てきたように法学界における蓄積もあり、保護すべき表現とマイノリティの人権という二項対立的な問題に収斂していつてしまうきらいがあった。マイノリティに及ぶ被害という面に関してはあまり語られず、ゆえに問題の本質が見逃されてしまいがちになる。問題の本質とは、前田が言うところによれば少数者差別という問題だ。これは、一見法学界での議論に欠如していた「マイノリティが受ける被害」の問題を補うものであるかのように見える。

差別的な言葉を投げかけられたマイノリティが心身に深い傷を負うことは、冒頭で述べた京都朝鮮第一初級学校の例を見ても明らかであろう。次に浮かぶのは、何が被差別者を傷つけるのか、被差別者が感じる痛みの根源はなんなのか、という素朴な疑問である。前田は、ヘイトスピーチが言論という側面を持つのは事実であるが、同時に脅迫や迫害という面も併せ持っている主張する。この言論以外の側面が被差別者にとって深刻な被害を生むというのである。だが、被差別者がヘイトスピーチを投げかけられた際に深い傷を負うのは、ヘイトスピーチが「言論というよりも差別」だからという理由に過ぎないのだろうか。ヘイト

⁸ 同上、p. 60。

⁹ 同上、p. 63。

¹⁰ 前田朗 Blog「差別表現の自由はあるか (4)」

http://maeda-akira.blogspot.jp/2012/11/blog-post_8.html (2013年9月1日アクセス)。

¹¹ 前田 (2013a)、p. 19。

スピーチが言論以外の性格を持っており、言論以外の部分が被差別者に傷を負わせるのだというロジックはつまるところ、「言論が人を傷つけることはない」という法学界の帰結に対し正面衝突を避けた結果であるとは言えないだろうか。前田の説は一見、「言語」と犯罪「行為」の二項対立的な構造から脱する論理を呈示してくれるように見えるものの、言葉が人を傷つけるのではないかという疑問には答えていないことになる。ヘイトスピーチの何が被差別者を傷つけるのかと考えた時、ヘイトスピーチの言語という側面、あるいは性質が何の要因にもなっていないと断言できるようには、評者には思えない。差別的な意図を持って直接的な暴力を加える「行為」と、同様のメッセージを相手に向かって投げつける「表現」とは、果たして与える傷という点において同質なのだろうか。

尤も、本書内の私案においても処罰の基準を説明する際、「ことさらに侮辱する意図」が存在するか否かという部分に判断基準を置いているところから、ヘイトスピーチの少数者差別という側面が最も大きい要素の一つであることは言うまでもない。また、早急な立法が求められる現在の問題状況において、前田説がヘイトスピーチ法制定に向けて有効に働く可能性はあるだろう。前田の論理は極めて明快である。しかし言語と暴力の問題を考える時、「表現」と「行為」の境界線がそれほど明確に区別できるものではなく、それほど容易に結論づけられる問題ではないこともまた事実ではないだろうか。

3. 言語的な傷

3-1. 言語行為論による超克

言語は、他者に及ぼす暴力性を持たないという点において、結局言語に過ぎないのだろうかという疑問。また、「表現」と「行為」を巡る議論は、主にアメリカでのヘイトスピーチ研究の中で意見が闘わされてきた。主にアメリカのヘイトスピーチ研究において、特筆すべきは言語学者の J.L. オースティンによる言語行為論であろう。オースティンの言語行為論は「言語」と「行為」とを一つの連続したものとして捉えるものであり、それによって、少数者憎悪の表現を表現以上のものとして捉えることが可能になる。

言語学の内外に多大な影響を与えたオースティンの *How to Do Things With Words* は 1962 年に出版された。言語行為論の最も典型的な例として、「約束する」という言葉がある。オースティンによれば、私たちは「約束する」という言葉を発する時、単に約束という行為を言語的に表現、あるいは記述しているのではない。私たちは「約束する」という言葉を発することによって、実際に約束という行為を遂行していると、オースティンは言うのだ。

言語行為論の考え方からすれば、ヘイトスピーチは人種差別的な思想を言論によって主張するだけでなく、それを口にするだけで人種差別を実際に遂行しているということになる。もっとも、ヘイトスピーチへの応用がオースティンの主眼であったわけではない。言語行為論のヘイトスピーチの文脈への応用は、主にマッキノンやマリ・マツダといったヘイトスピーチ法賛成の立場を取る社会学者たちの手によって担われてきた経緯がある。例えば、フェミニストであるキャサリン・マッキノンはポルノグラフィ規制という文脈において「表現」と「行為」の関係性を問い直してきた。マッキノンによれば、ポルノグラフィがもたらす害悪のもっとも大きなものはそれが「語っている」ことではなく「していること」である。ポルノグラフィは単なる観念ではなくセックスそのものであり、「ポルノグラフィそのものが一種の行為」なのだ (マッキノン、2011)。ポルノグラフィは単に現実を反映しているに過ぎないのではなく、それ自体女性への抑圧という現実を生み出すものである。それゆえ、ポルノの法的規制には妥当性があるという主張である。

一方、マリ・マツダ、そして R. ローレンスらのレイシズムとヘイトスピーチを巡る議論は主に 1980 年代のキャンパス内差別の問題を受け注目を集めた。人種差別的表現の法的規制を求めた *Words That Wound* (1993) の中で、ローレンスは人種差別は表現であると同時に行為であり、行為もまた人種差別的表現を含む限りでのみ「人種差別」とみなしうることを述べている。具体的には、ポルノグラフィと同様、ホテルの窓に「白人限定」の文字がかけられていたとすればそれは言論である以上に、黒人への差別という行為を遂行してい

るものである¹²。共著者であるマリ・マツダは、ヘイトスピーチに対する国家の沈黙は人種差別を増長させ、国家による保護が与えられないことで被差別者は「二次的に傷を負う (second injury)」のものであると述べた¹³。

マツダら、そしてマッキノンの議論は、表現と行為を不可分のものであるとし、ヘイトスピーチへの国の介入を要請しているという点で一致している。両者の議論は、人種主義・性差別主義に基づく言語活動から実際に被害が生じ得るのだという理論を明確に打ち出している。ここで強調したいのは、両者の議論が法的規制の必然性を証明しているという点にあるのではなく、表現 (= 言語) と行為との二項対立を超越するものとして、言語行為論があらたな視座を提供したという事実である。

3-2. 言語活動固有の被害

ヘイトスピーチが合法か、非合法かを問う以前に、ヘイトスピーチ被害の根本はどこにあるのかという部分に主眼を置き、ここまで議論を進めてきた。法学界の限界として、「言論が及ぼす被害」という問題の回答には現段階では到達できていないということ。そして、異なった視点から見れば決して言語的表現による被害がないものとは言えないということが挙げられる。ヘイトスピーチが悪質であるのは、ヘイトスピーチが「差別」や「迫害」といったマイノリティへの侮蔑を言語的に表現しているからこそである。その最も深刻な被害とは、マイノリティ被害者が他者から言語的な認識を受ける際、侮蔑という言語的表現でもって自らを規定しなければならない苦痛によるものである。なぜなら、私たちは決して他者からの「呼びかけ」なしに存在することはできないからだ。言語はそれ自体、暴力性を帯びたものであって、我々は言語の暴力性に取り囲まれながら生きている。

このような、言語の持つ暴力性について考察を巡らせたのは、哲学者であるジュディス・バトラーだ。バトラーはフェミニストとして、あるいはクイア研究の分野でも名を知られている。バトラーもまた、前述のような言語行為論によりヘイト

スピーチの問題を説明しようと試みている点ではマッキノンやマリ・マツダと近い。しかしバトラーの議論は単に、少数者差別を目的として言語表現を口にすることがすなわち差別を実行しているといった単純明快なものではない。同時に、ヘイトスピーチを法的に規制しようという試みとも異なる。バトラーはマッキノンらの議論からもう一步踏み込み、どのようにして法的規制に訴えることなく被差別者が置かれた不利な状況からの転覆を試みるかということを探求している。公権力による規制という解決法には、どちらかといえばむしろ懐疑的なのである。

ただ、バトラーが法的規制を回避しようという立場にあるとは言っても、ここでは決してオルタナティブとしての解決手段を早急に提示しようというのではない。バトラーの議論は、合法か、非合法かというはっきりとした二分法以上の問いを私たちに投げかける。それは、言語的な慣習に縛られる「私たち」という自己はそもそも、言語的な暴力にさらされた存在なのではないか、という問いだ。著書『触発する言葉 言語・権力・行為体』(2004年)のなかで、バトラーは法廷という場でポルノ化されていく黒人女性の言説といった例を用いながら被差別者の主体があらかじめ「検閲」される過程、そこに存在する言葉の持つ暴力性を論じていく。最終的にバトラーの議論は検閲がもたらす公権力による抑圧という問題に収束していくのであるが、彼女が最初に発した問い、すなわち呼びかけにより生じる自己という極めて危うい主体性というものの中にこそ、本質の一つは秘められているように思える。

“Niger”や“Queer”といった言葉は今でこそ文脈によっては肯定的に解釈されることもあるが、元々は人種差別・性差別的な思想を含んだ「蔑称」である。バトラーによれば、「名称(蔑称)で呼ばれることが、人が最初に学ぶ、言葉による中傷の形態である」¹⁴。更には、「言語の次元で呼びかけられることによって」初めて私たちは存在し得るものなのだ¹⁵。呼びかけに応じられる「私」という主体は他者による承認という外的要因により前もって規定されているにも関わらず、その「呼び

¹² Matsuda et al.(1993), p. 62.

¹³ Ibid., p. 49.

¹⁴ バトラー (2004) 、p. 4.

¹⁵ 同上、p. 8-9.

かけ」によってしか私たちとは存在しえない。他者に承認されることのない「私」は存在することができず、「私」という主体はそもそも、ある種の権力関係の中から生まれるものなのである。

バトラーによれば、差別や迫害から脱却する方策は、主に民族・セクシュアリティなど自身のアイデンティティによって社会的に不利な立場に置かれた人々自身の手で、“Niger”や“Queer”といった侮蔑の言葉を「意味づけ直し」ていくという過程にある。初めはマイノリティの人々を蔑む目的で投げかけられていた侮蔑の名を、被差別者の手により主体的な言葉へと変えていくこと。確かにそれは、魅力的な可能性だ。しかしそれ以上に強調したいのは、明らかに、言語的にしか形成されない「私」は言語的にのみ生じる傷を負う存在であるということだ。「呼びかけ」が私という主体を存在せしめるものであるのなら、まさしく蔑称は被差別者の主体へ傷を負わせるものなのである。

京都朝鮮第一初級学校の事件で被害を受けた被害者は言葉による差別・迫害という形での被害を受けた。ヘイトスピーチによる被害は肉体的に受ける傷のように目に見えるものではないが、通時的に持続する痛みを被害者にもたらす。被害者の生徒の中には、街中で物売りの拡声器の音を聞くたびにレイシスト達のスピーチを思いかえし、体に不調を覚えてしまうといった例もあるという。ヘイトスピーチを受けたことによる苦痛とは生命が脅かされるという恐怖もさることながら、そのようにして「呼びかけ」られる自己という存在が侮蔑の言葉により作られているという感覚に起因しているのではないだろうか。街頭でヘイトスピーチデモが繰り返され、インターネット上でマイノリティへの蔑称が表出するたびに、被害者の自己は生み出され続けている。呼びかけにより生じた被害者自身の主体はそれそのものが痛みとなり、自らを認識する度に痛みを引き起こし、あるいは生涯にわたって被害を及ぼし続けるのである。

おわりに

日々ヘイトスピーチがその激しさを増す中で、現代日本は悪質な言語表現の何が被害を生み、被害の質はどういったものであるのか、という疑問に対する答えを呈示しなければならない段階に来

ている。弁護士でもある師岡康子は、何よりもまず「マイノリティ被害者の自死を選ぶほどの苦しみをどう止めるか」¹⁶が先決であると述べる。著者もまた、当時現在の法学界ほどの差し迫った危機感を抱いてはいなかったらうとはいえず、確かに差別的な言語表現による被害が存在すると感じたがゆえに規制法の私案を提示したのではないだろうか。著者の私案は決して現在の状況による要請に全て応えられるものではないが、十分な示唆を与えてくれるものとして読み解くことができるだろう。それと同時に、社会的に不利な立場に置かれた人々に対する著者の姿勢も、今後ヘイトスピーチ研究が進められていく中で再度検討されるべきものだ。

法的な規制が必要とされる一方で、ヘイトスピーチには別の角度から接近を心みることではしか見えてこない面が存在するという事は、本稿を通し見てきたとおりである。被害者の何が傷つけられるのか、という問題は一見初歩的な疑問であるように見えるが、本当のところは深く探究する余地のある問題だ。この問いに対する回答からも著者による模索の様子がうかがえる。著者は、被害者たちの受ける被害を「名誉」ではなく「名誉感情」に対する棄損であると位置づけている。被害の本質を被害者の社会的地位や信用にではなく、また実際の身体とも異なる部分に求めているという点で、意外にも著者の見解はバトラーの認識と近いところにあるのではないだろうか。被害はマイノリティ被害者自身の身体性に降りかかるものであり、バトラー的に言えばまさに「私」という輪郭こそが侮辱され、傷つけられるのである。

非常に先進的な思考方法で問題の本質に接近した著者の業績は特筆に値するものであり、たとえ法学的に、あるいは立法の面で有用性を発揮できなかったとしてもなお、本書はそれ以外の分野にも有益な示唆を与えてくれるものと考えられる。

¹⁶ 師岡 (2013)、p. 213。

246 いかにしてヘイトスピーチに立ち向かうべきか

参考文献一覧

市川正人（2003）『表現の自由の法理』日本評論社。

伊藤高（2006）『「表現の自由」の社会学 差別的表現と管理社会をめぐる分析』八千代出版。

内田正幸（1992）『人権のオモテとウラ 不利な立場の人々の視点』明石書店。

J.L.オースティン著 坂本百大訳（1978）『言語と行為』大修館書店。

関東弁護士会連合会（2012）『外国人の人権 — 外国人の直面する困難の解決をめざして』明石書店。

菊池久一（2001）『憎悪表現とは何か——〈差別表現〉の根本問題を考える』勁草書房。

師岡康子（2013）『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書。

ジュディス・バトラー著、竹村和子訳（2004）『触発する言葉 言語・権力・行為体』岩波書店。

反差別国際運動日本委員会（2002）『日本も必要!差別禁止法 — なぜ?どんな?』反差別国際運動日本委員会。

前田朗（2013a）『なぜ、いまヘイトスピーチなのか』三一書房。

前田朗（2013b）『増刷新版 ヘイト・クライム — 憎悪犯罪が日本を壊す』三一書房。

キャサリン・マッキノン著、森田成也 中里美博 武田万里子訳（2011）『女の性、男の法（下）』岩波書店。

J. L. Austin（1962）：*How to Do Things with Words*, Oxford Press.

Mari J. Matsuda, et al.（1993）：*Words That Wound: Critical Race Theory, Assaultive Speech, and First Amendment*, WESTVIEW PRESS.

（すずき しの・東京外国語大学大学院博士前期課程）

246 いかにしてヘイトスピーチに立ち向かうべきか

参考文献一覧

市川正人（2003）『表現の自由の法理』日本評論社。

伊藤高（2006）『「表現の自由」の社会学 差別的表現と管理社会をめぐる分析』八千代出版。

内田正幸（1992）『人権のオモテとウラ 不利な立場の人々の視点』明石書店。

J.L.オースティン著 坂本百大訳（1978）『言語と行為』大修館書店。

関東弁護士会連合会（2012）『外国人の人権 — 外国人の直面する困難の解決をめざして』明石書店。

菊池久一（2001）『憎悪表現とは何か——〈差別表現〉の根本問題を考える』勁草書房。

師岡康子（2013）『ヘイト・スピーチとは何か』岩波新書。

ジュディス・バトラー著、竹村和子訳（2004）『触発する言葉 言語・権力・行為体』岩波書店。

反差別国際運動日本委員会（2002）『日本も必要!差別禁止法 — なぜ?どんな?』反差別国際運動日本委員会。

前田朗（2013a）『なぜ、いまヘイトスピーチなのか』三一書房。

前田朗（2013b）『増刷新版 ヘイト・クライム — 憎悪犯罪が日本を壊す』三一書房。

キャサリン・マッキノン著、森田成也 中里美博 武田万里子訳（2011）『女の性、男の法（下）』岩波書店。

J. L. Austin (1962) : *How to Do Things with Words*, Oxford Press.

Mari J. Matsuda, et al. (1993) : *Words That Wound: Critical Race Theory, Assaultive Speech, and First Amendment*, WESTVIEW PRESS.

(すずき しの・東京外国語大学大学院博士前期課程)